

## コンパクトなまちづくり推進協議会 運営規則

### (名称)

第1条 本会は、「コンパクトなまちづくり推進協議会(以下「本協議会」という。)」と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、立地適正化計画制度や都市再生整備計画事業制度を活用して行うまちづくりについて情報・資料の収集・提供、意見交換、相談等を実施することにより、地域の創意工夫のもとコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 立地適正化計画制度や都市再生整備計画事業制度を活用して行うまちづくりに関する総合的な資料・情報の収集及び提供
- 2 立地適正化計画制度や都市再生整備計画事業制度を活用して行うまちづくり方策等に関する調査研究
- 3 立地適正化計画制度や都市再生整備計画事業制度を活用して行うまちづくりの普及啓発
- 4 講演会、講習会、研究会等の企画・開催
- 5 機関紙、図書その他の印刷物の刊行
- 6 まちづくりに関する総合的な資料・情報の収集及び提供
- 7 その他本協議会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第4条 本協議会の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 本協議会の目的に賛同する市町村及び特別区
- 2 特別会員 本協議会の目的に賛同する都道府県
- 2 総会において議決権を行使できる会員は、一般会員とする。

### (会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし特別会員は、会費の支払いを要しない。

(入会及び退会)

- 第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。
- 2 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

(総会)

- 第7条 本協議会の総会は、全会員によって構成し、会員の1/2以上の出席がなければ開催できない。総会の議事は出席した一般会員の過半数をもって決する。
- 2 総会は、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び決算の承認等本協議会の重要事項について決定、承認を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、新しい会計年度開始後、総会において新年度の事業計画及び収支予算が議決されるまでの間、会長は暫定の事業計画、収支予算を作成し、第9条に定める幹事会の承認を得て執行することができる。
- 4 総会は、定期総会を年1回開催する他随時開催する。

(役員)

- 第8条 本協議会に会長1名、副会長2名、監事2名以内の役員を置く。
- 2 会長、副会長、監事は、会員のうちから総会において選任する。
- 3 会長は本協議会を代表するとともに総会を招集する。総会の議長は会長があたる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 監事は本協議会の財産の状況及び事業の執行状況を監査する。

(幹事会)

- 第9条 事業の円滑な運営に資するために、総会のもとに幹事会を置く。
- 第10条 幹事会は、会長が選任する20名以内の一般会員により構成する。
- 2 幹事会は、次の事項について審議し、本協議会の円滑な運営に資する。
- 1 総会の決定した事項の執行に関すること。
  - 2 総会に付議する事項。
  - 3 その他総会の議決を要しない重要な会務の執行に関すること。

(研究会)

- 第11条 幹事会のもとにテーマを決めた上で参加会員を募集し研究会を置くことができる。会員の研究会への入会退会は随時可能とする。
- 2 研究会の名称、テーマ、活動内容は幹事会、総会の承認を要する。

3 研究会の活動期間は1年間を基本とする。

(任期)

第12条 本協議会の役員、幹事（以下「役員等」という。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算の承認を行う定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が、就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 事業に関する指導又は助言を求めるために協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が選任する。

3 顧問は、総会又は幹事会の求めに応じ指導又は助言を行う。

(経費の支弁)

第14条 本協議会の経費は、会員からの会費、事業収入その他の収入によって支弁する。

(会計年度)

第15条 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務局は、一般財団法人都市みらい推進機構に置く。

附則

第1条 この規則は、平成30年6月29日から施行する。

第2条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

第3条 設立当初の会計年度は、第15条の規定に関わらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。

第4条 本協議会の設立当初の役員等の任期は、第8条、第9条の規定にかかわらず、2020年度定期総会開催日までとする。

コンパクトなまちづくり推進協議会運営規則第5条  
に定める会費について

コンパクトなまちづくり推進協議会運営規則(以下、「規則」という。)第5条に定める会費の取り扱いについて、次のように定める。

(会 費)

第1条 会員は、その種類により次の会費を納めなければならない。

会員の種類	区 分	会費 (年額)
一般会員	政令市	50,000 円
	市・特別区	30,000 円
	町・村	10,000 円
特別会員	都道府県	無料

(会費の返還)

第2条 既納の会費は返還しない。

(会費の特例免除)

第3条 会長は、特別な事情のある市区町村について、会費を免除することができる。

(年度の途中で入会した一般会員の会費について)

第4条 年度の途中で入会した一般会員は、年度前期(4月1日から9月30日まで)に入会の場合は第5条に定める会費(年額)の全額を納めなければならない。年度後期(10月1日から3月31日まで)に入会の場合は入会年度に限り第5条に定める会費(年額)の半額を納めなければならない。

附 則

1 この定めは、平成30年6月29日から施行する。

コンパクトなまちづくり推進協議会 組織図

